

市政記者各位

## 新型コロナウイルスに関する公共施設等の対応について

福岡コロナ警報の発動に伴う福岡県の要請等を踏まえ、公共施設等について、以下のとおり対応することとしましたので、お知らせいたします。

### 1 公共施設及び市主催イベントの対応

感染対策を徹底した上で引き続き、開館する。

○収容人数制限(福岡県の要請のとおり)

【参考】 福岡県の要請 (令和4年1月 20 日付)

※下線部は今回変更

#### ○催物(イベント・集会等)の取扱い

<区域> 県内全域

<期間> 令和4年1月 24 日(月曜日)0時から2月 20 日(日曜日)24 時まで

##### ① 5,000人超のイベント(大声なし)

イベント主催者等が感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けること。

・人数の上限 20,000人 (「対象者全員検査」により、20,000 人を超える人数について、陰性の検査結果を確認した場合は、収容定員まで追加可)

・収容率の上限 100%

##### ② それ以外の場合

感染防止安全計画を策定しないイベントについては、イベント開催時に別添「イベント開催時に必要となる感染防止策」への対応状況をホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

ア 収容定員が設定されている場合

人数の上限 5,000 人

かつ収容率の上限を50%(大声あり)又は100%(大声なし)

イ 収容定員が設定されていない場合

大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

### 2 施設利用料の取扱いについて

「福岡コロナ警報」または「福岡コロナ特別警報」が発動中に新型コロナを理由として、施設利用(※)の中止や延期の申請が行われた場合、キャンセル料は不要(納付済の使用料は全額返金)とする。

※MICE 施設(マリンメッセ福岡、福岡国際会議場、福岡国際センター)は除く。

#### 【問い合わせ先】

市民局公民館支援課 松枝・松本  
TEL:092-711-4658 (内線 3758)